

## 「預金者保護法」に基づく

### 偽造・盗難カード等による被害補償についてのお知らせ

平成18年2月10日から「預金者保護法」が施行され、偽造・盗難カード等を用いたATMからの不正な預金払い戻し被害について、原則、当金庫が補償いたします。

但し、本人に「重大な過失」があった場合は、偽造・盗難カード被害とも補償されません。

また、本人に「過失」があった場合は、盗難カード被害は75%の補償となります。

つきましては、本人の「重大な過失」・「過失」となりうる場合の具体的事例を下記の通りご案内します。

お客様におかれましても、キャッシュカードと暗証番号を厳重に管理していただくとともに、「類推されやすい暗証番号」をご使用の場合は、速やかに暗証番号を変更していただきますようお願いいたします。

#### ●お客様の「重大な過失」となりうる場合

→ 偽造・盗難カード被害とも補償されません。

- (1) 他人に暗証番号を知らせた場合
- (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) その他、(1) から (3) までの場合と同程度の著しい注意義務違反がある場合

#### ●お客様の「過失」となりうる場合

→ 偽造カード被害は全額補償・盗難カード被害は75%の補償となります。

- (1) 次の①または②に該当する場合
  - ①当金庫から、生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的・具体的・複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバーなどを暗証番号にしていた場合であり、かつキャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類など（免許証・健康保険証・パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
  - ②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1) のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
  - ①暗証番号の管理
    - (ア) 当金庫から、生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的・具体的・数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバーなどを暗証番号にしていた場合
    - (イ) 暗証番号を、ロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など、当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
  - ②キャッシュカードの管理
    - (ウ) キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
    - (エ) 酔ていなどにより、通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他 (1) (2) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

## ■偽造キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

偽造カード被害の補償に際しましては、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況について、当金庫の調査にご協力をお願いします。

## ■盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

### 1. 盗難キャッシュカード被害の補償を請求するための要件

当金庫が盗難キャッシュカード被害を補償させていただくためには、次の3つの要件を満たしていただく必要があります。

- (1) カードの盗難に気づいたら、速やかに当金庫へ通知していただくこと
- (2) 当金庫の調査に対し、十分な説明を行っていただくこと
- (3) 警察に被害届けを出していただくこと

### 2. 盗難キャッシュカード被害の補償対象期間

盗難キャッシュカード被害の補償対象期間は、当金庫に通知が行われた日から原則30日前に遡った日以降に遭われた被害です。

また、キャッシュカードが盗難された日（※盗難された日が不明である場合、盗難キャッシュカードを用いた預金の引き出しが、最初に行われた日）から2年を経過する日以降に発生した被害については、一切補償いたしかねますのでご注意ください。

### 3. 盗難キャッシュカードにより発生した被害額の、全部について補償されない場合

お客様に「重大な過失」がある場合のほか、以下の場合には一切補償いたしかねます。

- (1) お客様の配偶者・二親等内の親族・同居の親族・その他の同居人または、家事使用人によって、預金が引き出された場合
- (2) 当金庫に対するお客様の被害状況説明において、重要な事項について偽りがあった場合
- (3) 戦争・暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

## ◆偽造・盗難カード被害に遭われたときの届出先

曜日・受付時間帯	受付先（電話番号）
平日 8:45 ~ 17:00	各お取引店
上記以外の時間帯	「しんきんATM監視センター」 または 「キャッシュカード紛失共同受付センター」 いずれも 06-6454-6631

◎ATMによる暗証番号変更手続きのご案内

◎キャッシュカードのお支払い限度額個別設定のご案内